

瑞 個 審 収 第 1 号

平成30年7月13日

瑞穂町長 杉浦 裕之 様

瑞穂町個人情報保護審査会

会長 町 田 和 美

諮問個第30-1号について（答申）

平成30年6月5日付け瑞企管発第846号により諮問のあった「庁用自動車等運転記録業務における本人以外の者からの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について」について、瑞穂町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、次のとおり答申します。

## 1 諮問の概要

町は、庁用車及び町が委託する業務の遂行のために受託者が専用で使用する車両（町が当該車両にドライブレコーダーを設置することを指示した場合に限る。以下「庁用自動車等」という。）にドライブレコーダーを設置し、運転状況を映像と音声で記録しますが、これは同時に、不特定多数の通行人の容貌や音声、通行車両及びその自動車登録番号という個人情報（以下「通行人等個人情報」という。）をそれらの者の同意なく記録することから、次のとおり審査会に意見を求めるものです。

### （1）通行人等の同意を得ない通行人等個人情報の収集の可否

庁用自動車等にドライブレコーダーを設置して運転状況を撮影・記録する目的は、いつ発生するかわらない交通事故やトラブルに備えて、それらが発生した場合の町又は職員の法的責任の有無、範囲を証明する証拠の保全でありますので、事故の相手方の同意なく個人情報を収集したことは当然許されるとして、その過程で事故に関係のない、あらかじめ撮影・記録に同意をしていない通行人等の通行人等個人情報を収集しないようにすることは技術的に不可能です。そのため、その過程で通行人等の通行人等個人情報を収集する結果となったとしても、庁用自動車等

にドライブレコーダーを設置することが、実施機関である町にとって「特に必要がある」と認められるか否か、瑞穂町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項ただし書第7号に基づき審査会に意見を求めるものです。

## （2）保有する通行人等個人情報の外部提供の許否

条例第11条は、実施機関が保有個人情報取扱事務の目的の範囲内で保有個人情報を当該実施機関内で利用することしか認めておらず、目的外利用や外部提供を原則として禁止しています。

ところで、庁用自動車等が事故に遭った場合や、運転時に街中における事件・事故に遭遇した場合に、その映像及び音声データを警察機関から提供を求められる場合が想定されます。また、庁用自動車等の事故の場合、保険会社に事故時の映像及び音声データを提供することが想定されます。

それらの場合、保有する通行人等個人情報が外部に提供される可能性があります。これらは例外的に許されるか否かについて、条例第11条第1項ただし書第6号に基づき審査会に意見を求めるものです。

## 2 審査会の結論

### （1）通行人等の同意を得ない通行人等個人情報の収集の許否

諮問の内容のとおり、町が庁用自動車等にドライブレコーダーを設置することが、町にとって「特に必要がある」と認められ、その過程で不特定多数の通行人等の同意を得ることなく通行人等個人情報を収集することはやむを得ないものと判断します。

### （2）保有する通行人等個人情報の外部提供の許否

諮問の内容のとおり、保有する通行人等個人情報を警察機関に提供することは「法令等に定めがある場合」に該当し、また、損害保険会社に提供することは、町にとって「特に必要がある」と認められると判断します。

### 3 審査会の判断

#### (1) 通行人等の同意を得ない通行人等個人情報の収集の許否

条例第7条第3項の規定は、個人情報の収集は「本人」から収集することを原則とし、例外的に「本人以外の者」から収集することを認めています。

この規定は、「本人」から収集したという事実さえあれば、どのような手段も許されるというのではなく、本人の意思に反して本人から強制的に収集したり、本人を欺罔して錯誤による同意をさせて収集したりすることが許されていいはずがないことからすれば（条例第7条第1項参照）、条例第7条第3項本文は、実施機関が「個人情報の収集に同意している本人」から収集することを要求し、同項ただし書は例外的に「本人以外の者」からの収集を容認する場合を規定しているのみならず、「本人の同意を得なくても本人から個人情報の収集を容認する場合」も規定しているものと考えます。

そして、条例第7条第3項ただし書中、第1号、第3号、第5号及び第6号は文理上「本人以外の者」を想定しており、解釈上「本人」を含めうるのは、第2号、第4号及び第7号です。

そこで、これらにつき検討します。

第2号は、「法令等に定めがあるとき」と規定していますが、本件に適用される法令等は見当たらず、この要件には該当しません。

第4号は、「人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない事由があるとき」と規定していますが、本件では撮影自体は「緊急」とは言えず、この要件には該当しません。

第7号は、「実施機関が、瑞穂町個人情報保護審査会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき」と規定しています。

前述のとおり、町が庁用自動車等にドライブレコーダーを設置して運転状況を撮影・記録する目的は、いつ発生するかわからない交通事故やトラブルに備えて、それらが発生した場合の町又は職員の法的責任の有無、範囲を証明する証拠の保全であります。交通事故は生命身体を侵害する危険性が非常に高く、町又は運転手である職員の法的責任の有無、範囲は重大な問題であることからすれば、庁用自動車等にドライブレコーダーを設置して運転状況を撮影・記録することは「特

に必要がある」ものと認められると判断します。

そして、現時点の技術では、通行人等個人情報を自動的に収集してしまうことはやむを得ないものであること、同意なく収集する通行人等個人情報も路上で撮影されたものですから、他者から見られることは想定しているものであること、収集した映像及び音声データは記録媒体から移動することなくそのまま保管し、一定期間経過後には自動的に消去されるという管理方法（例外的に当該データを外部提供する場合は、ドライブレコーダーから記録媒体を取り出し、データを別の記録媒体に写した上で施錠できる保管庫に保管し、一定期間経過後当該データを消去する。）を取ることで、本件について管理規定を設けること等から、個人情報の制約は最小限のものであると判断します。

## （２）保有個人情報の外部提供の許否

まず、警察機関への保有個人情報である通行人等個人情報を提供することについて検討します。

そもそも、警察機関からの捜査関係事項照会に対する回答として保有個人情報である通行人等個人情報を提供することは、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものとして、条例第11条第1項ただし書第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当し、許容されます。しかし、それに限定されることなく、実施機関である町には様々な法令によって様々な機関に通報義務が課せられている場合がありますので（刑事訴訟法第239条第2項には公務員の告発義務もあります。）、同義務を実行するための外部提供はいずれも許容されるものと考えます。

また、庁用自動車等が事故を起こした場合に損害保険会社に対して保険金請求をするためや相手方との交渉を委任するために、町や職員の損害賠償責任の有無・範囲や保険適用の有無を立証するのに必要な映像及び音声データを損害保険会社に提供する際、それと分離不可能なために通行人等個人情報に該当するデータをも損害保険会社に提供することはやむを得ないと考えます。かかる目的のために損害保険会社に分離不可能な通行人等個人情報を提供することは、条例第11条第1項ただし書第6号の、「町にとって『特に必要がある』と認められる」と判断します。

#### 4 実施機関に対する提言

(1) データの管理にあたり、次の配慮をするよう提言します。

- ①実施機関は、収集した映像及び音声データについて、当該データを取り扱う者の範囲が広がり過ぎないように留意すること。
- ②実施機関は、映像及び音声データを記録した記録媒体の管理について漏えい、紛失を防止し、及び当該データを適切に廃棄する措置を講じること。

(2) 交通事故の当事者から映像や音声の視聴又は提供を求められた場合、これを実施機関が保有する個人情報と捉えた上での対応について、実施機関で十分に議論していただきたいことを申し添えます。